官　告　第　五

官　庁　事　項

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画変更の公表について

消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第２項の規定に基づき、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年２月６日策定）の全部を変更したので、同項の規定により、その内容を次のとおり公表する。

平成 26 年３月５日　　総務大臣　新藤　義孝

緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画

目　次

第１章　総則
第１節　本計画の目的
第２節　緊急消防援助隊の任務
第２章　緊急消防援助隊の編成
第１節　緊急消防援助隊の構成単位
第２節　都道府県大隊の編成
第３節　中隊の任務
第４節　小隊の装備等の基準
第５節　部隊の任務
第６節　部隊の隊の装備等の基準
第３章　緊急消防援助隊の登録
第４章　緊急消防援助隊の出動計画等
第５章　緊急消防援助隊の施設の整備等
第６章　緊急消防援助隊の教育訓練
第１節　全国合同訓練及び地域ブロック合同訓練等
第２節　消防大学校における教育訓練等
第７章　その他

第１章　総則

第１節　本計画の目的

この計画は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第２項の規定に基づき、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項について定めることを目的とする。

第２節　緊急消防援助隊の任務

緊急消防援助隊は、国内における大規模災害又は特殊災害（当該災害が発生した市町村(以下「被災地」という。)の属する都道府県内の消防力をもってしてはこれに対処できないものをいう。以下同じ。)の発生に際し、消防庁長官（以下「長官」という。)の求めに応じ、又は指示に基づき、被災地の消防の応援等を行うことを任務とする。

第２章　緊急消防援助隊の編成

第１節　緊急消防援助隊の構成単位

1　基本的な構成単位

緊急消防援助隊の基本的な構成単位は、都道府県大隊、中隊、小隊とし、各隊の長は、それぞれ都道府県大隊長、中隊長、小隊長とする。

2　部隊

被災地における緊急消防援助隊の活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急消防援助隊に特別の任務を行う部隊として、指揮支援部隊、統合機動部隊及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット）を編成するものとし、各部隊の長は、それぞれ指揮支援部隊長、統合機動部隊長及びエネルギー・産業基盤災害即応部隊長とする。

第２節　都道府県大隊の編成

1　都道府県大隊は、当該都道府県又は当該都道府県内の市町村（東京都特別区並びに市町村の消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)に設置された都道府県大隊指揮隊、消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、航空中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊のうち被災地において行う消防の応援等に必要な中隊をもって編成する。

2　長官は、都道府県ごとに、消防機関の推薦に基づき、当該都道府県大隊の出動に関する連絡調整を行う代表消防機関を定めるものとする。

3　都道府県大隊長

⑴　都道府県大隊長は、都道府県大隊を統括して被災地に赴くとともに、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における当該都道府県大隊の活動を管理することを任務とする。

⑵　都道府県大隊長は、２の代表消防機関の職員である都道府県大隊指揮隊長をもってこれに充てる。ただし、当該代表消防機関が被災等により出動できない場合は、長官が別に定めるところによるものとする。

⑶　都道府県大隊長は、⑴の任務を遂行するため、都道府県大隊指揮隊を編成するものとする。

第３節　中隊の任務

消火中隊、救助中隊、救急中隊、後方支援中隊、通信支援中隊、航空中隊、水上中隊、特殊災害中隊及び特殊装備中隊の任務は、次に掲げるところによる。

1　消火中隊　主として被災地における消火活動を行うこと。

2　救助中隊　主として被災地における要救助者の検索、救助活動を行うこと。

3　救急中隊　主として被災地における救急活動を行うこと。

4　後方支援中隊　主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して必要な輸送・補給活動等を行うこと。

5　通信支援中隊　主として被災地における緊急消防援助隊の活動に関して通信の確保等に関する支援活動を行うこと。

6　航空中隊　主として被災地における航空機を用いた消防活動及び航空機の運用調整を行うこと。

7　水上中隊　主として被災地における消防艇を用いた消防活動を行うこと。

8　特殊災害中隊　主として被災地における特殊な災害に対応するための消防活動を行うこと。

9　特殊装備中隊　主として被災地における特別な装備を用いた消防活動を行うこと。

第４節　小隊の装備等の基準

都道府県大隊指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、航空小隊、水上小隊、特殊災害小隊及び特殊装備小隊の装備等の基準は、おおむね次のとおりとする。

1　都道府県大隊指揮隊

⑴　都道府県大隊指揮隊は、指揮及び情報の収集伝達・通信等を担当する隊員４人以上で編成されるものであること。

⑵　都道府県大隊指揮隊は、災害時において情報の収集伝達・通信等を確保可能な設備等及び車両を備えること。

2　消火小隊

⑴　消火中隊を構成する消火小隊は、隊員５人以上で編成されるものであること。

⑵　消火小隊は、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車を備えること。

⑶　消火小隊は、口径65ミリのホースを積載すること。